

# 教育職員免許状申請書記入方法

## (単位の修得のみで特別支援学校教諭免許状に 新教育領域の追加の定めを行う場合)

山梨県教育委員会で授与された特別支援学校教諭免許状（盲・聾・養護学校教諭免許状を含む。）に単位の修得のみで新教育領域の追加の定めを行う場合の記入方法です。

### 1 教育職員免許状授与等（検定）願

- ・手数料として、免許状1部につき3,300円分の山梨県収入証紙を貼付してください（山梨県収入証紙は、山梨中央銀行本店・支店で購入可能です。県外在住者等で山梨県収入証紙が購入できない場合は現金（現金書留による）、普通為替証書又は及び定額小為替証書を添付してください。為替の受取人欄等は記入しないでください。）。
- ・本籍地は、都道府県のみ記入してください（2も同様）。
- ・氏名は、戸籍上の氏名の字体と一致させてください。
- ・特別支援学校教諭免許状の領域は、追加で定める領域を記載してください。

### 2 履歴書（各欄に書き切れない場合は2枚目を用意し、記入してください。）

- ・学歴は、小学校の入学時から記入し、中学校、高等学校、大学等、順次記入してください。なお、単位の修得のみを目的として在学した大学の通信教育部についても記入してください。
- ・資格欄には取得した教員免許状を記入してください。
- ・職歴は、申請時点までの勤務について記入してください。また、学校以外の勤務についても記入してください。

### 3 宣誓書

- ・3号は、禁錮以上の刑に処せられた者。
- ・4号は、免許状が失効し、当該失効の日から3年を経過しない者。
- ・5号は、免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者。
- ・6号は、日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し又はこれに加入した者。

※現職教員は、提出省略可。

※4号及び5号での「3年を経過」とは懲戒免職等により免許状を失効または取上げをされた人のことを指します。

### 4 添付書類（①～②については、半年以内の日付のものに限ります。）

#### ① 戸籍抄本

※現職教員は、提出省略できます。ただし、以下の添付書類に記載されている姓名及び本籍地が現在と異なる場合は、提出してください。

#### ② 学力に関する証明書（免許状申請に必要な単位修得証明書）

#### ③ 所有する特別支援学校教諭免許状（盲・聾・養護学校教諭免許状を含む）の原本

### 5 返信用封筒

角形2号のものに郵便番号、住所、氏名（～様）を記入し、120円切手を貼付してください（3種類以上免許状を申請する場合は、140円切手を貼付してください。）。

## 6 書類の提出・申請受付時期について

### ○提出先

〒400-8504 甲府市丸の内1-6-1  
山梨県教育庁義務教育課 免許助成担当

申請書類は本人の持参又は郵送により提出してください。  
内容について確認する必要があるため、連絡のとれる電話番号を申請書の下部余白に、必ず記入してください。

### ○申請受付時期

受付時期は原則、4月～12月とします。

毎年1月～3月は、各大学の一括申請対応期間のため、受付は行っていませんが、新年度から山梨県内の各学校で正規教員や期間採用教員、講師として勤務することが決まっております。免許状を有する必要がある方については、免許助成担当に事前に相談した上で提出してください。